

## 誓約書作成上の注意事項について

### ○ 誓約書を作成する必要がある方

- ・ インターネット異性紹介事業を行う個人又は法人の役員
  - ・ 識別符号付与業務を受託した個人又は法人の役員、従事する職員及び使用人
- ※ 法人役員等が複数いる場合は全員提出してください。

### ○ 誓約書の内容

誓約書には欠格事由に該当しない旨を記載してください。欠格事由は、個人事業者、法人事業者、識別符号付与業務受託者でそれぞれ異なります。ホームページ上に作成例を掲示してありますので作成例に沿った内容、記載方法で作成してください。掲示している作成例は印刷してそのまま使用することができます。

### ○ 作成上の留意点

- ・ 作成者（誓約者）の住所欄は個人の住所を記載してください。個人の立場で作成していただくため、法人役員等であっても個人の住所を記載してください。
- ・ 氏名欄の押印は個人の印鑑を使用してください。個人の立場で作成していただくため法人役員等であっても法人印を使用せず個人の印鑑で押印してください。

### ○ 外国人等で日本語が分からない方の場合

日本語が分からない方の場合は、母国語と日本語訳を記載した誓約書を作成し、本人の署名以外に翻訳者の住所、氏名を記載し押印してください。

### ○ 欠格事由変更に伴う記載内容の変更

令和元年12月14日付で「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」等が一部改正されることに伴い、インターネット異性紹介事業者等の欠格事由が一部変更になります。このため誓約書に記載する欠格事由についても一部変更となりますので、令和元年12月14日以降に届出を行う場合は記載内容に注意してください。